

国指定舟志ノ内鳥獣保護区及び同舟志ノ内特別保護地区の指定に関する公告及び縦覧について

概要： 環境省では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき、舟志ノ内鳥獣保護区（法第 28 条第 1 項）及び舟志ノ内特別保護地区（法第 29 条第 1 項）の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧します。この指針案については、利害関係人は意見書を提出することができます。

1. 指針案についての問い合わせ先

・環境省自然環境局野生生物課計画係

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5521-8282

・環境省九州地方環境事務所野生生物課

熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号

熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階

電話：096-322-2413

・環境省九州地方環境事務所対馬自然保護官事務所

長崎県対馬市上県町佐護西里 2956-5

電話：0920-84-5577

2. 資料入手方法

指針案は 1 の問い合わせ先において閲覧することができます。

また、環境省九州地方環境事務所野生生物課においては、資料を配布します。

(郵送希望の場合は A4 版の書類に入る 120 円分の切手を貼った返信用封筒を
「〒 860-0047 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階」
環境省九州地方環境事務所野生生物課) あてに「舟志ノ内鳥獣保護区及び同舟志ノ
内特別保護地区指針案資料希望」と明記の上お送り下さい。)

3. 意見書提出手続き

鳥獣保護区及び特別保護地区を指定する区域の住民及び利害関係人は、指針案について意見書を提出することができます。

(1) 意見募集期間

平成 26 年 1 月 24 日（水）から平成 27 年 1 月 6 日（火）まで

(2) 意見提出方法

意見様式（下記添付）による文書により、環境省九州地方環境事務所野生生物課（担当：山本）まで、郵送、FAX（096-322-2447）または電子メール<TAKAJI_YAMAMOTO@env.go.jp>のいずれかにより提出して下さい。

なお、氏名及び連絡先の記入のない場合は無効となりますのでご注意下さい。

連絡先：環境省九州地方環境事務所野生生物課

担当者：山本（直通）096-322-2413

意見様式：PDF〔21KB〕一太郎〔24KB〕Word〔24KB〕